

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状（平成28年度末現在）

【追加資料】

○放課後児童クラブの現状

| 学校名 | 登録人数 | 建築年月 | 建物面積 | 専用区画面積 (1人当り) | 事業費（設計費除く。） | 借入額 |
|--------------------|------|--------|------------------|-------------------|--|-------------|
| 布川小学校 | 45人 | H28.2 | 114.33㎡ | 67.20㎡ (1.68㎡) | 新築工事費 29,570,400円 (うち交付金 16,284,000円) 備品購入費 1,020,586円 | 10,400,000円 |
| 文小学校 (北側校舎1階教室) | 26人 | — | 64.00㎡ (1教室分) | 64.00㎡ (1.6㎡) | — | — |
| 文間小学校 | 36人 | H28.12 | 118.87㎡ | 69.95㎡ (1.74㎡) | 新築工事費 31,179,600円 (うち交付金 20,802,000円) 備品購入費 1,143,508円 | 6,600,000円 |

※放課後児童クラブの定員は、各校とも40人(文間小学校については、平成29年度から定員40人)

※平成28年11月に待機児童解消につながる整備等の国庫補助率の嵩上げがあり変更。(国1/3→2/3, 県1/3→1/6)

※《抜粋》利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

- 対象児童・・・原則、小学校に在籍し、両親が自宅外勤務のため留守家庭になる者(利根町児童クラブ実施規則第4条)
- 定員・・・原則、1施設10名以上40名以下(利根町児童クラブ実施規則第7条)
- 放課後児童クラブ整備(建築)の経緯

布川小学校及び文間小学校の児童クラブについては、文小学校の児童クラブ同様、学校の余裕教室を利用してきましたが、文間小学校においては、学級数1クラス増及び特別支援学級の増設があり、また、布川小学校においては、教育課程の問題や大規模改造工事の予定があり、今までと同じように利用することが出来ないことから、新たに整備することとなりました。

○放課後子ども教室の現状

| 学校名 | 利用人数 | 建築年月 | 建物面積 | 専用区画面積 | 事業費 | 借入額 |
|--------------------|------|------|--------------------------------|--------|-----|-----|
| 文小学校 (北側校舎1階教室) | 12人 | — | 64.00 m ² (1教室分) | — | — | — |

※《抜粋》利根町放課後子ども教室実施規則
(目的)

第1条 放課後に小学校の余裕教室等を活用し、スポーツや文化活動の様々な体験活動や地域住民との交流活動等の取組を実施(以下「放課後子ども教室」という。)するため、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するとともに、学ぶ意欲がある子どもたちへの学習機会の提供及び取組の充実を図ることを目的とする。

- 対象児童・・・町内の小学校に在籍する1学年から6学年までの児童(利根町放課後子ども教室実施規則第8条)
- 定員・・・1施設10名以上。(利根町放課後子ども教室実施規則第8条)
※規則では、10名以上となっているが、実際の運用では、20名以内としている。
- 開設日・・・月曜日から木曜日までの14時から18時まで

○将来の放課後児童クラブと放課後子ども教室一体化

平成19年度に厚生労働省と文部科学省の連携により「放課後子どもプラン」が創設され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方を一体化して運営しようというような指導がされております。本町におきましては、現在、放課後児童クラブと放課後子ども教室を別々に運営しており、放課後児童クラブは子育て支援課、放課後子ども教室は生涯学習課で担当しております。

国では、平成32年度に放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化運営をするようにとの指導がなされておりますが、所管する省庁での調整が調っていないということがありますので、今後、国の動向を見ながら、将来的には一体化したいと考えております。